

第 5 章 水防報告及び水防記録

《基本的な考え方》

水防本部活動が終結したときは、大阪府水防計画書に基づき水防報告を行う。

《対策の体系》

水防報告及び水防記録	1 水防報告及び記録
------------	------------

《応急対策の分担》

実施担当	実 施 内 容
水防部庶務隊 水防部情報隊	1 水防記録及び水防報告に関すること
水防部危機管理室	1 府等への被害状況及び応急対策状況の報告に関すること

《対策の展開》

1 水防報告及び記録

(1) 水防本部活動が終結したとき、水防本部長は遅滞なく次の事項を取りまとめ、大阪府水防計画書第 9 号様式により、府池田土木事務所長及び農政室長に報告するとともに、次の事項について水防記録を作成して、これを保管しなければならない。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 水防本部員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- キ 水防法第 21 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ケ 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の住所及び氏名並びにその事由
- コ 応援の状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察の援助状況
- ス 現場指導の官公吏氏名
- セ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ソ 水防関係者の死傷

タ 功労者及びその功績

チ 以後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

ツ 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況

テ その他必要な事項

(2) 水防記録に基づき府総務部危機管理室等、関係機関に被害状況及び応急対策の状況を報告する。